

北上市行政手続における個人番号の利用等規則の一部を改正する規則

北上市行政手続における個人番号の利用等規則（平成27年北上市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（個人番号を利用できる事務）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる条例別表第1各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>（個人番号を利用できる事務）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる条例別表第1各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 第4項 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始若しくは職権による保護の変更に関する事務、保護の停止若しくは廃止に関する事務、資料の提供等の求めに関する事務、就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務又は徴収金の徴収に関する事務</u></p>
<p>（特定個人情報の機関内利用）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる条例別表第2各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>（特定個人情報の機関内利用）</p> <p>第3条 次の各号に掲げる条例別表第2各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 第2項 北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱（平成12年北上市告示第89号）による利用者負担額の軽減の申請の受理又は当該申請の審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 生活保護の実施に関する情報

(3)～(11) [略]

(2) 第2項 北上市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業補助金交付要綱（平成12年北上市告示第89号）による利用者負担額の軽減の申請の受理又は当該申請の審査に関する事務 次に掲げる情報

ア・イ [略]

ウ 生活保護の実施に関する情報（生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の実施に関する情報を含む。以下同じ。）

(3)～(11) [略]

(12) 第12項 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 次のアからカまでに掲げる事務の区分に応じ、当該アからカまでに定める情報

ア 生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務 同法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準じるもの（以下この号において「要保護外国人等」という。）に係る次に掲げる情報

(ア) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

(イ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

(ウ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39

年法律第134号) 第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

(エ) 市民税に関する情報

(オ) 母子保健法(昭和40年法律第141号) 第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

(カ) 児童手当法(昭和46年法律第73号) 第8条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報

(キ) 介護保険法(平成9年法律第123号) 第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報

(ク) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第6条の自立支援給付の支給に関する情報

(ケ) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始又は同条第9項に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

ウ 生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

エ 生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

オ 生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

カ 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護外国人等に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる情報

(特定個人情報の他機関への提供)

第4条 次の各号に掲げる条例別表第3各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 第3項 第2条第4号に掲げる事務 要保護外国人等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

(特定個人情報の他機関への提供)

第4条 次の各号に掲げる条例別表第3各項の規則で定める事務は、当該各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。